

(2) 今後重要な観点となり得るもの(1/5)

① ネットワーク化（連携）

今後、経営資源が縮小し、課題が多様化してくる中、持続可能な行政サービスの供給体制を構築していくため、個々の地方公共団体を超えた連携、サービスの提供体制を構築することが必要である。それにより、経営資源や知見の共有、役割分担が可能となり、全ての地方公共団体が全ての問題に対応できる設備や人材をそろえる必要がなくなることとなる。

ネットワーク化には、行政間での連携と、行政以外の多様な主体との連携がある。行政間での連携は、これまで国が整備してきた地方公共団体の事務の共同処理制度による地域における地方公共団体間での連携のほか、国、都道府県、市町村間での連携も想定される。

国、都道府県、市町村間での連携は、これまでの国、地方の役割分担を基本としつつも、課題に対して対応できる主体が柔軟に対応する必要がある。

また、地方公共団体や企業、NPO、コミュニティ等の公共私 of セクターの多様な主体が連携し、ネットワーク型社会を構築することも重要である。

国は、これらの連携に関する各種制度設計等を行う際には、長期的な視点を持って、地域ごとに異なる変化・課題を考慮しながら、創意工夫を発揮しやすく、多様な主体との連携・協力を行いやすいものとする必要がある、地方公共団体は、地域の置かれている状況を踏まえながら、連携・協力に取り組んでいく必要がある。

市町村が地域においてネットワーク化（連携）に取り組むに当たり、必要に応じて国や都道府県による制度改正や支援等が期待される。

(2) 今後重要な観点となり得るもの(2/5)

②新技術への対応

新技術への対応は、大別すると、行政サービスの提供内容や手法に関する活用と、行政手続きや行政内部の事務作業等の手続きに関する活用の二つの面がある。

前者は、例えば、ICTを活用した遠隔授業や遠隔医療、自動運転を活用した公共交通サービス、ドローンやロボットを活用した橋梁等点検等であり、人的・地理的制約の解消やサービス内容の質の向上にもつながる。新技術の活用を図る上で、技術進展に追い付いていない制度的制約の解消が課題となる。

後者は行政手続きのオンライン化やAI・RPA等の活用による業務改善等を行うものであり、住民の利便性向上や手続きの迅速化・効率化の観点から推進すべきであり、国の制度により、地方公共団体のオンライン化等に制約があるならば、必要に応じて制度を見直すべきである。

政府では、デジタル・ガバメント推進方針や実行計画を定めるなど、積極的にデジタル・ガバメントを推進しており、骨太方針2019においても地方公共団体のデジタル・ガバメントの実現を目指している。

(2) 今後重要な観点となり得るもの(3/5)

③標準化

これまで個々の地方公共団体がそれぞれサービス提供をしてきたが、そのプロセスではICTによる技術進歩によりICTが多く活用されるようになってきているとともに、クラウド化などの技術の進捗も見られるところである。

これまでは、情報システム構築等も含め、個々の団体がサービス提供同様それぞれ行ってきたが、今後は、情報システムや業務プロセスなどを標準化して、効率化を図る必要がある。これにより、限られた資源（人材、財源等）を真に必要な分野に投入することができるようになるほか、他の地方公共団体との連携も図りやすくなり、住民や民間事業者等の利便性の向上も期待される。

なお、「標準化」は、情報システムや情報システムを設定する前提となる業務プロセスの合理化・効率化を図るものであり、行政サービスの水準等のサービス内容や民間を規制する際の基準の内容は、地方公共団体の独自性が発揮できるよう、留意すべきである。

また、標準化に当たっては、地方公共団体全体に関わるものであり、国が進めるデジタル・ガバメントの一環であることから、地方公共団体と連携しながら、国も一定の役割を果たすべきである。

(2) 今後重要な観点となり得るもの(4/5)

④ストック等の適正化等

人口減少社会において、財政的な制約もある中、インフラの老朽化に対応した更新等に当たっては、地域の実情に応じて、長寿命化や集約化・複合化、広域化等の連携・相互補完を図りながら、効率的・効果的に行う必要がある。また、地域の実情に応じた「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組などを、地域が主体的に検討していくことが必要である。

人口減少により、空地・空家が増加してきており、それらへの対応も必要となつてきている。

既存のストック等は、人口増加を背景とした制度の下で作られたものが含まれており、現在の人口減少局面において対応する制約となっている制度がある可能性がある。

地方公共団体が地域の実情に応じてストック等の適正化等への対応を行う際の支障とならないよう、また、より効果的にこうした対応ができるよう、地方公共団体の創意工夫が発揮できるような形で必要な制度的見直しを行う必要がある。

(2) 今後重要な観点となり得るもの(5/5)

⑤ 住民参加

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により問題解決を図るための基盤となるものであり、地方公共団体の自由度を拡充する「団体自治」の拡充のみならず、「住民自治」の機運を高め、「住民自治」の拡充を図ることが重要である。

今後、行政サービスの提供を持続的に可能とするには、各地域の置かれた状況に応じて、柔軟に対応する必要があり、住民と情報共有しながら、地域の現状を認識し、将来のあり方を考え、どのようにサービス提供を維持していくのかをともに考えていくことが必要である。そのため、住民の代表機関である地方議会の役割がますます重要となるとともに、住民の政策形成過程への参画を一層推進する必要がある。

行政サービスの提供も、行政だけではなく、地域の実情に応じ、公共私が多様な主体が連携・協働して役割分担をしながら、行っていく必要があり、住民は単なる行政サービスの受益者にとどまることなく、地方公共団体の政策形成に参画し、協働する主体であることを引き続き期待される。そのためには、地域運営組織等のコミュニティ活動の活性化も重要である。

今後の改革の推進に当たっても、住民自らが主体的に要望や意見を示す姿勢が望まれており、そのことが地方公共団体の提案の基礎となり、その提案が制度改革等に結び付くことにより、さらに豊かな住民生活につながっていくという好循環が生み出されることを期待される。

4 今後の進め方

- 検討した「視点」を今後の地方分権改革に反映する。
- 提案募集については、従前どおりの提案募集は引き続き行いながら、類似する制度改革等を一括して検討するため、重点的に募集するテーマを設定する。

提案募集方式におけるこれまでの対応状況

(参考)

年	提案件数	関係省庁と調整を行ったもの					実現・対応の割合 c/e
		提案の趣旨を踏まえ対応 a	現行規定で対応可能 b	小計 c=a+b	実現できなかったもの d	合計 e=c+d	
H26	953	263	78	341	194	535	63.7%
H27	334	124	42	166	62	228	72.8%
H28	303	116	34	150	46	196	76.5%
H29	311	157	29	186	21	207	89.9%
H30	319	145	23	168	20	188	89.4%
R元	301	140	20	160	18	178	89.9%
R 2	259	142	15	157	11	168	93.5%
R 3	220	145	2	147	13	160	91.9%
R 4	291	198	15	213	22	235	90.6%
計	3,291	1,430	258	1,688	407	2,095	80.6%

※R5提案件数：230